

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会
中間的な論点整理 (抄) (今回関係部分)

第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理

1. クレジットカード取引の利用環境の変化等

1. 1. 加盟店の調査について

(課題の概観)

(略)

(論点整理)

(略)

- ・ 以上を踏まえ、クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSPについては加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。この構造の整理にあっては、実効性ある加盟店調査のため、イシューからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要である。

(略)

1. 2. マンスリークリア取引について

(課題の概観)

平成20年改正以後、クレジットカード取引に係る相談件数は、包括信用購入あっせんに係るものについては漸減する反面、マンスリークリア取引については増加傾向であり、平成24年度の数値では、マンスリークリア取引の件数が上回っている。一方、事務局の推計によれば、マンスリークリア取引の取引件数に対する相談発生割合も微増しているが、包括信用購入あっせんや個別信用購入あっせんの発生率を大きく下まわっている。このように、大半の消費者が低コストでマンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていることにも配慮しながら、相談の増加に対応することが必要である。

そこで相談内容を見ると、加盟店との取引自体に係るものが大半であった¹。

また、マンスリークリア取引について、加盟店との取引に係る相談が増加する背景には、包括信用購入あっせんとマンスリークリア取引の取引規模の差異や海外アクワイアラー経由の取引について、支払回数を指定するという国内特

¹ 第1回小委委員会資料4 20頁

有の商慣行が存在せず、国内発行クレジットカードの利用は、原則としてマンスリークリア取引となることも存在すると見られる。

以上を踏まえると、マンスリークリア取引については、消費者に対する一定の利用枠供与というイシューアとの取引について、性質の変化が生じたというよりは、クレジットカードが利用可能な加盟店の数や取引量が増加しており、この加盟店のなかに悪質な者が存在していると考えられる²。

この悪質な加盟店については、マンスリークリア取引を含むクレジットカード取引に係る問題というよりは、本質的には悪質な事業者そのものをどう取り締まるべきかという問題と考えられるが、これらの加盟店において、クレジットカード取引が主要な支払い手段の一つとして用いられていることに鑑み、何らかの対応が必要か検討を進めるべきである。

対応を検討する前提として、これまでの割賦販売法におけるマンスリークリア取引の位置づけを見ると、平成20年改正において、「分割払いと同様の誘引性があるとは考えられない」として、行為規制・民事効適用対象としなかった反面、番号情報の保護に係る規定については、区別する実益が乏しいとしてマンスリークリア取引にも適用している³。これは、現行の割賦販売法がイシューアへの規制を中心に構成されていることを背景に、イシューアから消費者に提供される利用枠が販売・役務提供契約に利用されることについて、誘因性・複雑性の有無から適用範囲に係る考え方を整理してきた一方、番号情報保護に係る規定の導入については、クレジットカード取引の安定化という観点から適用範囲の整理を行ったものである。

この経緯及び割賦販売法をイシューア・アクワイアラー等それぞれに係る規定を置く構造に改める方向性であることを踏まえると、イシューアと消費者との関係に係る規定については、引き続き、誘因性・複雑性の観点から検討する一方、アクワイアラー等と加盟店との取引に係る規定については誘因性・複雑性とは異なる観点から適用範囲を検討することが必要である。

なお、抗弁の接続に係る検討の参考として、海外の諸制度を見ると、EU・独・仏においては、分割払い・マンスリークリア取引いずれにもそのような制度の適用が無い。これに対し、米・英においては、分割払いに適用がある（それぞれ適用要件・効果は日本と異なる）一方、マンスリークリア取引については、文献等ごとに異なる事実指摘がなされている。⁴米国及び英国における抗

² EC 事業者における相談件数の増加の背景として、クレジットカード取引はEC事業者が代金回収を考慮することなく販売でき、悪質な販売等を誘発しやすいことがあるという意見もあった。

³ 「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 報告書」（平成19年12月10）、「平成20年版割賦販売法の解説」（300頁）

⁴ 別紙3参照

弁の接続に類似する法制については、事実関係や背景等について、更に調査を進め、今後の議論の参考とすることが必要である。

（論点整理）

以上の課題を踏まえ、以下の論点に留意して、マンスリークリア取引に係る措置について検討を進めるべきである。

- ・ アクワイアラー等による加盟店の調査については、クレジットカード利用環境の適正性維持という観点から、本章 1. 1. に示した措置を、クレジットカード番号情報等の適正な管理等に係る規定と同様に支払期間の別に関わらず適用すべきである。
- ・ 抗弁の接続をはじめとした消費者とイシューアの契約に係る規定については、大半の消費者が低コストで、マンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていること、デビットカードやプリペイドカード等の他のキャッシュレス取引とのバランスを考慮した検討が必要であることを踏まえ、誘因性・複雑性の観点から、措置に慎重な意見が多かった。

一方、EC 取引をはじめ、現金なしに支払いが可能という利便性を見ると、クレジットカードが存在することにより販売等の取引が生じているといえ、措置を検討すべきという意見もあった。今後、現行の包括信用購入あっせんととの異同を整理し、同様の規定を措置すべきと評価できるのかという観点から、更なる検討が必要である。

なお、いずれにせよ、他のキャッシュレス取引との関係で、マンスリークリア取引の性質が異なるかといえるのかという視点を踏まえ、取引間のバランスに考慮することが必要である。

1. 3. イシューアによる相談苦情対応等について

（課題の概観）

現行の割賦販売法においては、包括信用購入あっせんについて、「苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じる」ことを求め、その原因究明や苦情内容が一定の類型に該当する場合の措置を求めている⁵。ただし、この規定を遵守した上で、どの程度の対応を行うかは各イシューアの判断に委ねられている。他方、相談現場からは、マンスリークリア取引を含め一部のイシューアにおいて、窓口担当者が国際ブランドのルールを

⁵ 割賦販売法 第 30 条の 5 の 2 及び割賦販売法施行規則 第 60 条

適確に理解していなかったり、アクワイアラーに適確に情報提供していなかったりすることから、相談苦情情報を、加盟店契約を締結する主体に適確に共有し加盟店調査に活用する観点から問題があるという指摘がある。

また、各イシューがどのような相談苦情対応を行うか程度の差異が大きく、消費者から見た対応の透明性等の観点から課題とする指摘がある。

（論点整理）

加盟店の調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情を含め、イシューからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、何らかの対応を検討すべきである。ただし、この検討を進める際には、実務的にどの程度の対応コストが生じるのか、海外アクワイアラーを経由した取引の場合に機能するのかという点にも留意が必要である。

また、イシューによる相談対応については、マンスリークリア取引を含め、現行の割賦販売法における苦情調査の様な義務を措置すべきという意見があった。一方、相談苦情において問題が指摘されている事案は加盟店との取引自体に係るものであり、本来、加盟店とクレジットカード会員の間で解決すべき問題であって、イシューが対応する法的な義務を設ける必要はないという意見もあった。また、義務は不要だが、各イシューが相談苦情に際し、どの程度の対応を行うのかをクレジットカード会員規約や入会時の表示等で示すべきという意見もあった。これらの意見を踏まえ、制度上・実務上いずれからも対応の要否を検討する必要がある。